

# 九州北部豪雨に伴う白川の河川改修に係る事業説明会

## 議 事 次 第

○ 日時:平成24年10月23日(火)  
午後7時～

○ 場所:龍田まちづくり交流室・公民館2階ホール  
(熊本市北区役所龍田出張所内)

### 1. 開会

### 2. 説明事項

- (1) 改修計画の内容について
- (2) 改修計画図について
- (3) 用地補償の進め方について

### 3. 質疑応答

### 4. 閉会

## ～ 白川の氾濫による家屋の浸水被害の解消へ向けて ～

### ● 白川の氾濫による家屋浸水被害解消へ向けた取り組み

- ・ 県では、災害発生直後から、家屋の浸水被害の解消を目標にした、緊急的な河川改修事業の着手へ向けて、国との協議を行いながら検討を進めてきました。
- ・ 本日、具体的な河川改修計画について、ご説明させていただきます。
- ・ 今後、用地買収などを進め、家屋の浸水被害の解消に向けて、早期の事業着手を目指しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

### ● 今後の河川改修のスケジュール

【7月12日 災害発生】

8月～ 説明会（今後のスケジュール 等）

10月23、24、26日 改修計画の提示

10月末～ 用地測量・建物調査に着手（用地買収が必要な場合）

概ね12月頃 用地買収に着手

概ね1月頃～ 洪水に備えて可能な範囲の河川掘削、築堤等の出来るものから整備着手

概ね5年間 緊急的な河川改修事業完了（予定）

用地測量・建物調査

用地買収

埋蔵文化財調査

※ 今後、スケジュールは変更の可能性があります。

● 河川改修以外の災害防止に向けて早急に実施する対策

今年8月末 : 警報装置(サイレン、赤色灯)、ライブカメラの設置

今年11月末 : 簡易水位計と連動した警報装置の設置(予定)

来年梅雨まで : 水位計の設置(予定)

● 皆様へのお願い

- ・今後、境界立会(用地測量を含む)や建物調査を行う際には、御自宅の敷地内への立ち入りが生じますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- ・また、境界立会(用地測量を含む)や建物調査を行う際には、事前に日時、調査者名をお知らせするとともに、調査者は身分証明書を持参します。
- ・さらに、河川改修に際し、皆様の貴重な土地や建物などの一部を必要とすることがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

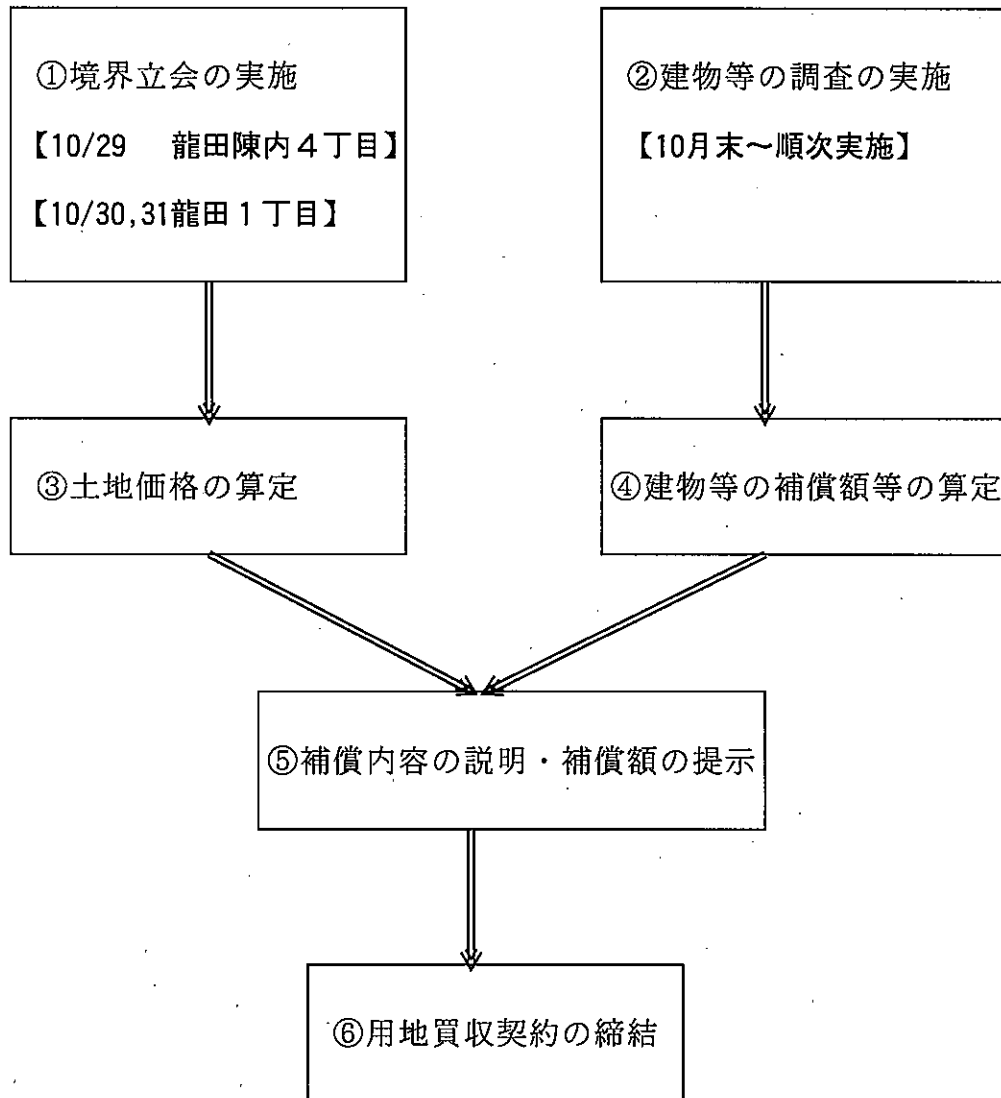
熊本県	熊本土木事務所	工務管理課	河川係	TEL	096-367-1640
	熊本土木事務所	用地課		TEL	096-367-1118
熊本県	土木部河川港湾局	河川課	河川班	TEL	096-333-2509
熊本市	都市建設局	河川公園課	河川班	TEL	096-328-2523
国土交通省	熊本河川国道事務所	調査第一課		TEL	096-382-1132

## 用地買収の進め方について

## 1. 用地買収の流れについて

本日の説明会から用地買収契約締結までの流れは下記のとおりです。

境界立会及び建物等の調査は10月29日（月）から順次実施しますので、何卒ご協力方お願いします。



・補償額の提示は平成24年12月から平成25年3月に行い、用地買収契約の締結をお願いします。

・契約締結後、県で土地の所有権移転登記を行い、前金（7割以内）を支払います。  
建物等を解体（移転）していただいたあと、残りの補償金を支払います。

## 2. 補償額の算定方法について

補償額の算定は、「熊本県土木工事の施行に伴う損失の補償基準」に基づいて行いますが、具体的には下記のとおりです。

### (1) 土地価格について

近隣地域の地価調査等の価格や不動産鑑定士による鑑定価格を参考に、それぞれの土地の大きさや形状などを踏まえて、契約時点での価格を個別に評価します。

### (2) 建物等の補償について

建物や工作物、庭木などを調査し、築年数や破損状況も踏まえ、現在の建物状況に応じて、補償額を算定します。

### (3) その他の補償について

他にも動産移転料や移転雑費、営業補償、家賃減収補償、借家人補償などがあり、補償基準に基づき補償額を算定します。

## 3. 税制上の特例措置について

用地買収の補償金による所得についてはさまざまな特例があります。また代替地の取得を容易にするため、代替地提供者に対する特例もあります。

【用地買収に関する問い合わせ先】  
熊本県 熊本土木事務所 用地課

TEL 096-367-1118